

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年2月25日
【会社名】	株式会社 東芝
【英訳名】	TOSHIBA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役会長CEO 車谷 暢昭
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦一丁目1番1号
【電話番号】	03-3457-4511
【事務連絡者氏名】	法務部法務第一担当グループ長 小野田 貴
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目1番1号
【電話番号】	03-3457-2148
【事務連絡者氏名】	法務部法務第一担当グループ長 小野田 貴
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2018年12月26日開催の取締役会において、当社完全子会社である東芝インフラシステムズ株式会社(以下「TISS」)を吸収分割会社、当社を吸収分割承継会社として、TISSにおける電池事業及びTISSの所有するビルソリューション事業を営む孫会社株式(以下「本事業等」)を、会社分割(以下「本会社分割」)により当社に承継させる方針を決定したので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号に基づき、2018年12月26日に臨時報告書を提出しました。

今般、当該臨時報告書の記載事項に一部変更がありましたので、金融商品取引法第24条の5第5項に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

(3)本会社分割の方法、本会社分割に係る割当ての内容その他の本会社分割契約の内容

3【訂正内容】

訂正箇所は、下線を付して表示しております。

(3)本会社分割の方法、本会社分割に係る割当ての内容その他の本会社分割契約の内容

(訂正前)

その他の本会社分割契約の内容

)本会社分割の日程

本会社分割の取締役会決議	2018年12月26日
吸収分割契約締結日	2019年2月中旬(予定)
吸収分割の効力発生日	2019年4月1日(予定)

(注)本会社分割は、当社においては会社法第796条第2項に定める簡易吸収分割に該当するため、吸収分割契約の承認に関する株主総会を開催いたしません。

(訂正後)

その他の本会社分割契約の内容

)本会社分割の日程

本会社分割の取締役会決議	2018年12月26日
吸収分割契約締結日	2019年2月25日
吸収分割の効力発生日	2019年4月1日

(注)本会社分割は、当社においては会社法第796条第2項に定める簡易吸収分割に該当するため、吸収分割契約の承認に関する株主総会を開催いたしません。